

## 令和5年度第6回武蔵野市男女平等推進審議会 議事要旨

日 時：令和5年10月30日(月) 午後6時～8時

場 所：武蔵野市立男女平等推進センター会議室

出席委員：諸橋会長、小林副会長、生駒委員、伊藤委員、大島委員、大田委員、篠原委員、高丸委員、中村(邦子)委員、中村(敏子)委員、三上委員、渡辺委員  
(WEB参加)

1 開 会 (18:00)

2 議題

(1) 前回の議事要録の確認

(2) 第五次男女平等推進計画中間のまとめ(素案)について

・第3章 基本目標ごとの基本施策・事業計画

基本目標Ⅲ 人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち

基本目標Ⅳ 男女平等推進の体制づくりに取り組むまち

・重点施策

・数値目標

(3) 第四次男女平等推進計画推進状況評価(令和4年度実績分)について

・基本目標Ⅰ「男女平等の意識を育むまち」

・基本目標Ⅱ「生活と仕事が両立でき、個性と能力を發揮できるまち」

・基本目標Ⅲ「人権を尊重し、あらゆる暴力を許さないまち」

・基本目標Ⅳ「男女共同参画推進の体制づくりに取り組むまち」

3 その他

4 閉 会

【会長】 皆さまこんばんは。これから第6回武蔵野市男女平等推進審議会を始めます。まず、議事録についてです。今年度の最初からこれまでの分について、もう一度見ていただいて、次回11月15日までに、何かありましたら訂正、加除の連絡をいただくということをお願いします。

では議題の（２）第五次の計画の中間まとめ、素案が出ております。第３章の３から願います。

【男女平等推進担当課長】 では、これまでの審議会でご意見等があった部分を中心にみてまいります。４３ページをお願いいたします。「現状と課題」の中では、「親密な間柄で起きる行動について、それが暴力にあたると思うかとの問いに、暴力にあたると思うと答える人が増えており、同時に、暴力被害の経験があると答える人も増えています。ある行為が暴力に当たると認識することによって実際にその行為を受けたときに暴力の被害を受けたと認識することにつながっていると考えられます」、このような議論がありましたので記載しております。

「施策の方向性」では、「身体的暴力だけでなく精神的な暴力もDVにあたるとの認識を広めるなど」、これは配暴法の改正を踏まえたものです。

続いて４４ページ、４５ページは、性暴力に当たると言うことの認識や、配偶者間での暴力防止のために必要な施策の表を入れております。

４６ページ、「暴力の未然防止と早期発見」の施策になります。４８番は「男女平等の視点に立った教育のための出前講座」ということで、新しく性教育ですとか性の多様性理解、デートDVなどをテーマとした出前講座についてです。学校だけでなく保育施設なども想定しています。四次計画では若年世代への意識啓発として、デートDVに関する出前講座だけでしたが幅を広げました。

続きまして４８ページをお願いします。４８ページ、５９番です。四次計画では「庁内ネットワークによる被害者への円滑な支援」と「庁内ネットワークの充実」の２つだったものを、充実させながら支援をするという意味ですので、１つにまとめました。

６２番は５９番の再掲です。自立支援というところで庁内ネットワークを生かして支援をする。推進体制を整備するところも、庁内ネットワークを生かした支援をするということで両方に入れております。

６０番「被害者への自立支援」。前計画では、被害者の立場に立った支援と、被害者へのカウンセリングの検討との２つに分かれていたものを１つにまとめました。相談者による同行支援とか住居確保、メンタルケアが必要な被害者に対して適切な機関につなぐという内容です。

６１番、「子どもに対する心理的援助」。前計画では男女平等推進センター、子ども家庭支援センター、教育支援課と３課が主管課になっていましたけれども、男女平等

センターは子どもに対する心理的援助に直接的には関わらず、必要に応じてつないでいくという関わり方になるので、主管課から外しました。

63番、「東京都等庁外関係機関との連携」。四次計画では、東京都等との連携と外部の関係機関との連携という2つに分かれていたものを一つにまとめました。

65番、「配偶者暴力相談支援センターに準じた機能の充実」。四次計画では「配偶者暴力相談支援センターの機能充実」でしたが、武蔵野市は配偶者暴力相談支援センターを持っていません。相談などの部分で準じた機能としては充実をさせていくという意味で、誤解のないように「準じた」という言葉を入れております。

50ページです。「性に関するハラスメントやストーカー等への対策」の「施策の方向性」の中に、「性犯罪等は、性別にかかわらず」という言葉を入れました。被害者は必ずしも女性に限らないという観点からです。それから、「女性に対する暴力をなくす運動をはじめ、関連図書展示など様々な機会を通して」の部分には、女性に対する暴力をなくす運動は固有名詞なので「女性」という言葉が出ますが、「様々な機会を通して」や「性別にかかわらず」という言葉を入れました。

53ページ。「現状と課題」の中で、これまでの審議会での意見を踏まえて、「困難な問題を抱える女性（性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」という文言にしています。「施策の方向性」の中で、いわゆる困難女性支援法はかつての売春防止法の反省点に立ってできており、福祉的な視点が必要だとの議論がありましたので、入れています。

54ページです。困難女性支援法に基づく計画の部分です。71番、「困難な問題を抱える女性に対する支援に関する周知及び啓発の実施」。72番、「相談体制の整備」、73番、「相談員に対する研修の充実」。これら3つは新規です。

55ページ。基本施策4「多様な人々の安心な暮らしに向けた支援」です。網かけの部分ですが、「被虐待高齢者は女性が74.7%、男性が25.3%であり、被虐待障害者（東京都）は女性が63.9%、男性が36.1%となっています」とあります。男女平等推進計画になぜ虐待の防止を書く必要があるのかという根拠として、58ページに被虐待高齢者、被虐待障害者の性別のグラフを載せています。

55ページ、網かけ部「内閣府の令和元年度版子供・若者白書によると、専業主婦や家事手伝いのひきこもりが存在するとしており、ひきこもり状態にある人のうち、

女性の占める割合は40～64歳で半数を超えています」と記載しました。新規でひきこもり女性への支援という施策が入っていますが、なぜひきこもり女性を支援するのかという根拠として、一定の年代では女性の引きこもりが多いというような状況を示すものです。

「施策の方向性」、網かけのところですが、「家族介護者の負担の増加等により、虐待が増える恐れがあるため、家族を孤立させないための取り組みを含め、虐待の未然防止や早期発見、支援の体制づくりを行います。また、ひきこもり等の生きづらさを抱える女性が安心して参加し、当事者同士でつながることができる場を整備するなど、支援の推進体制の整備を図ります」と記載をしています。

「施策の方向性」の中に「性的マイノリティー」という言葉があります。言葉として「性的マイノリティー」がいいのか、「LGBT」がいいのか。東京都は「性的少数者」という言葉を使っていますし、「セクシュアルマイノリティー」や、「性同一性障害」という言葉もある。四次計画では「性的マイノリティー」という言葉を使っていますが、様々な言葉がある中で、何が適切なのかご意見をいただければと思います。

また、国のLGBT理解増進法では、「性自認」という言葉ではなくて、「ジェンダーアイデンティティー」という言葉を使っています。「性自認」は、都や他市でも使われており、武蔵野市では条例にも出ている言葉ですが、これをどうするかということも課題と思っています。

60ページ、「ひとり親家庭等への支援」という中で、施策の(1)76番がございます。前回、四次計画では2つに分かれていたものを1つに併せました。四次計画では、ひとり親家庭等への自立支援というところと、ひとり親家庭の自立支援に向けた就業支援というものが2つに分かれていましたが、就業支援も含めた自立支援とまとめられますので、1つにまとめました。

61ページ、81番「生きづらさを抱える女性への支援」です。これは生活福祉課で、ひきこもり女性の当事者同士で話し合う場をつくるという新たな事業を予定しているとのこと。ひきこもりの男性への支援はもうやっているということで、ここは女性に関しての事業です。

62ページ、83番「にじいろ相談の実施」です。オンライン相談を今後検討することを追記をしています。区分を継続としていますが充実でもいいかも知れません。

84番「パートナーシップ制度の普及・推進」です。前計画では「パートナーシッ

ブ制度の検討」でしたが、導入しましたので、「普及・推進」にしました。東京都との連携を推進するなど、利用者が活用できる施策等の拡充に向けた取組を推進するといった内容です。

85番「施設・設備のあり方の研究」で、新規です。トイレや更衣室などについて、性的マイノリティーの方への配慮が求められると同時に、不安に思う女性もいるという状況もあります。国や都、他自治体や民間の事例等、情報を収集し、研究を行うとしています。

63ページ、「生涯にわたる性に関する健康施策の推進」です。「女性の思春期、妊娠・出産期、更年期など各段階の身体的変化に配慮し」としています。これまでの議論を踏まえ、女性を弱い者として扱う、見るという視点ではなくて、ホルモンによる影響が大きいなど、女性ならではの身体的各段階の変化に配慮するという視点で記載しています。

網かけはありませんが、「現状と課題」の一番下の2行、『性と生殖』に関する確かな情報や手段を知り、より自分の決定権を高められるよう、発達の段階に応じた包括的な性教育が求められています」としています。「包括的な性教育」という言葉と、あと「発達の段階に応じた」という文言は必要だというお話もありましたので、このように記載しています。基本的には四次計画の文言を引き継いでいます。ここに、子供の実態や保護者、地域との連携や理解を得た上で進めることが大事だという御意見も前回ありましたので、そういった文言を加えるかということも検討が必要と思います。

63ページ、「施策の方向性」です。女性の健康について、なぜ女性の健康なんだということについての説明を網かけで入れております。

64ページ、87番は新規で「子宮頸がん予防ワクチン（HPVワクチン）定期接種の実施」を入れました。

92番は前回、さまざまにご検討いただいた事業11の再掲です。「発達の段階を踏まえた」ではなく、「発達の段階や子供の実態に応じた性に関する指導の実施」ということで「発達の段階」と「子どもの実態」を両方入れる事業名にすることになったと思います。

それから、学校だけでなく保育園など、もう少し早い段階から考える必要があるというご意見がありました。子ども育成課とも相談をいたしまして、「保育の中で自分の体の大切さを伝える取組を行う」と記載いたしました。そういった変更点もあります

ので、ここは充実でも良いかと思えます。

基本目標3のポイントは以上になります。

【会長】 ありがとうございます。今までのところ、いかがでしょうか。43ページから65ページまでです。

【委員】 困難女性支援法の中で、大きな1つの課題として、「民間団体との協働」というのがあると思うんですけど、推進体制の中とかで、それについては全然触れてないのかなと思ったんです。民間団体との協働というのが議員立法の中でも大きな柱となっていたと思うんです。これが結構画期的な新しい支援の取組だと思うのですが、それについて触れてないようですが、どういう位置づけになりますか。

【男女平等推進担当課長】 72番の内容の中に、「庁外の関係機関と連携して」とあるところに含めていると主管課からは聞いてます。

【会長】 「部署や民間団体を含む庁外」か。なるほど。

【会長】 いかがでしょうか。推進体制の整備のところに一応入ってはいる。どうでしょうか。53ページの現状、施策の方向性にも文章として「庁内、庁外の関係機関と連携と」一番下には入っているけれども、民間団体とかもうちょっと強調してもらいますか。

【委員】 はい。これだとちょっと弱いかなと。

【会長】 「庁外の関係機関」だけじゃ読めないか。72番と同じように、「民間団体を含む庁外の関係機関」とか加えれば良いと思えます。

【会長】 ほかはいかがでしょうか。

【副会長】 55ページの「現状と課題」のところで、「内閣府の令和元年度子供・若者白書によると」の後に、「専業主婦や家事手伝いのひきこもりが存在するとしており」と書いてあるが、家専業主婦とか家事手伝いという言葉に違和感がある。同じ立場で男性だったら、こういう言葉にはならないはず。ここを切ってしまうと、「ひきこもり状態にある人のうち、女性の占める割合が何とかを超えています」にしたほうが良いと思えます。

【会長】 これは白書にそういう言葉が出てくるんですか。

【副会長】 実態を踏まえた上でその言葉を使っているのなら構わないですが。

【会長】 でも、属性じゃないし、職業名ですらない。

【副会長】 はい。

【委員】 削除できれば削除したいですね。

【委員】 ひきこもっている女性が、肩書を書くとき、つい家事手伝いにするというのは、それが逆に女性の役割だという見方につながってしまう。

【会長】 アジェンダロールが強調されてしまうところがある。ここは取っていただきましょう。

【委員】 先ほどのLGBTQなのか性的マイノリティーなのかという話ですけれども、私は性的マイノリティーでいいと思います。LGBTはそれぞれ一つずつ属性なので、全てを網羅しようと思ったらいっぱいアルファベットを並べることになりまので、「性的マイノリティー」という言葉でよろしいと思います。

それから、「性自認」なのか「ジェンダーアイデンティティー」なのかということも、「性自認」で大丈夫だと思います。ジェンダーアイデンティティーも性自認も本来は同じ意味合いですが、なぜか自民党はちょっと違うんだという議論をなされたのですが、それは正しくないと考えますので、「性自認」で良いと思います。

【委員】 私も同意見です。「性的マイノリティー」という言葉でいいと思いますし、「性自認」という言葉でいいと思っております。もし法律とすり合わせる必要があるんだったら、最初に出てくる「性自認」というところに、「(ジェンダーアイデンティティー)」と書いて、「以下、『性自認』とする」とするとか、それで「性自認」を使い続けていいと思っております。

【会長】 分かりました。ありがとうございます。

【委員】 「マイノリティー」という表現が嫌がられることがあるので、「多様な性への支援」などが良いのかなと思っておりましたが、専門家に伺いたいです。

【委員】 多様な性というと、多数派の人も含めての多様な性なので、少数派への支援ということでは言うのであれば、ここは「性的マイノリティー」でいいと思っております。「マイノリティー」という言葉、様々な響きはあるのですが、ほかに言い換える言葉もないですし、使われてもきています。自殺総合対策大綱でも「性的マイノリティー」という言葉が使われておりますので、いいかと思っております。

【会長】 ありがとうございます。その言葉を使わせてもらいましょう。

ほかにいかがでしょうか。

【副会長】 すみません。「ジェンダーアイデンティティー」を「性自認」と書き換

える場所ってどこですか。

【男女平等推進担当課長】　今は「ジェンダーアイデンティティー」ではなく、「性自認」を使っていますが、法律ができたので今後どうするかということです。

【会長】　6ページに「性的指向」と「ジェンダーアイデンティティー」が出てくるね。ジェンダーアイデンティティーは「性自認」にしちゃいましょうか、法律でないと。性的指向はいいですか。これはこれでいいかね。オリエンテーションとアイデンティティー。アイデンティティーは「性自認」と直す。どちらも漢字にしちゃいましょう。ほかもあれば直していただきませんか。83番のじいろ相談は、オンライン相談の導入を検討するだから充実で良いと思います。

85番がトイレや更衣室問題の研究という、これも新しく加わったのかな。これは新規で入っていますね。それから、包括的な性教育ということで、「発達の段階に応じた」という言葉を入れていただきました。保護者の理解等を得ながらみたいなのは、ここには入っていないけど、どうしますか、入れますか。

【委員】　「現状と課題」というところなので、その後の個別の事業のところ、前回の議論の中で、子供の実態というところと人権教育の視点に立った性に関する適正な指導を周知徹底するようということで、先ほど幼児教育のところも入れていただいたのでいいかなと思います。

【会長】　よろしいですかね。分かりました。92番に子ども育成課も入れていただいて、それで充実としてもらえばいいかと思います。では基本目標Ⅳの御説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】　69ページ100番「男女平等推進センター『ヒューマンあい』の機能充実」です。五次計画期間中にセンターの条例制定から10年を迎えますので、センターの果たしてきた役割を検証して、今後の課題・方向性について整理を行ない、機能充実を図るとしています。

102番、『まなこ』は、男女平等推進するための情報誌として、より効果的な発行あり方や発行方法について検討するとしています。

【会長】　ありがとうございます。この目標Ⅳについてはいかがでしょうか。細かいあれだけど、66ページの「現状と課題」のところの真ん中より下か、センターのところに「ヒューマンあい」の括弧2つ。要らなければ1つ取ってください。

【男女平等推進担当課長】　はい。

【会長】 もう一つ後、『まなこ』の後のかぎ括弧2つ、余分についていますので取っちゃいましょう。ほか、いかがでしょう。

【副会長】 今の「現状と課題」のところですが、同じセンテンスのところの、「意識調査によると」「29年度と比較すると」で、「と」でかぶってしまっているの、「意識調査の『知っている言葉や知っている武蔵野市の取り組み』を平成29年度と比較すると」にすると、言葉のかぶりがなくなるかなと思います。

【会長】 そうですね。

【会長】 ごめんなさい。先ほど、かぎ括弧を取ってもらった「まなこ」は、ここは二重括弧だけど、ほかは一重括弧だね。

【男女平等推進担当課長】 整理いたします。

【会長】 表記の揺れは整理していただいて。それでは、資料2と3を使って、これらの中から重点項目を入れ替えたり数値目標を新しくしたりという案が出ておりますの。御説明をお願いします。

【男女平等推進担当課長】 資料2の星印をつけた9つが重点施策の案です。四次計画でも9つでした。三次計画から四次計画に変わるときは、2つ減らして3つ入れるという規模感でした。今回は四次計画の重点施策から2つを減らし、新たに2つを入れました。

基本目標Ⅲの中の「暴力の未然防止と早期発見」は落としました。もちろん大切なことであって、従前どおりきちんとやっていますが、新規の事業がないことや、同じ配偶者暴力対策基本計画の中に「相談事業の充実」が重点施策としてあるためです。

「困難な問題を抱える女性への支援」の中の「推進体制の整備」、こちらは新しく入れたものです。「ひとり親家庭等への支援」は四次計画では重点施策でしたが、今回は外しました。「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」に関してはより進める方向での議論も多かったところですので、新しく入れました。新しいものは困難女性支援に関する推進体制の整備、それからリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発の2つ。星を取ったのが「暴力の未然防止」、と「ひとり親家庭等への支援」です。

【会長】 ありがとうございます。2つ減って2つ増えて、合計9つが変わらずということですが、いかがでしょうか。

【委員】 「困難な問題を抱える女性への支援」は、今回新しいものですが、困難を抱える女性は、ひとり親の女性が多いんじゃないかなと思います。「ひとり親家庭へ

の支援」というのはとても関連があつて大事だと思いますので、星は取らないでほしいです。特にひとり親で困難な状況にあつて子供を育てている人が、私の見る限りではとても多いので、いろんなものが重なり合っている女性というのは一番困難であつて、そのツケを負うのが子供たちなので、引き続き支援は充実させていただきたいと思っています。

【会長】 いかがでしょうか。ひとり親家庭ですね。実際これは困難を抱える女性とほとんど重なるというところがありますよね。

【委員】 はい。

【委員】 代わりに何から星を取つて、そっちに持っていくといいでしょうかね。

【委員】 減らす努力はしなくてもいいのかな。

【会長】 10になるけどいいか。

【委員】 それは本当にこの時代、1人で子育てしている困難な女性を支援するのは非常に大事なことだと思っているので。

【会長】 ほか、いかがでしょうか。54が推進体制。71と72、73が新規に入ったわけですが、60ページの74から77は継続ですが、非常に大事な部分ということで、1つ増やしてもいいのではないかという御意見です。

【副会長】 大事は全部大事だと思うんですけど、仮に減らすとしたら、男女平等の意識の啓発は比較的安定していて、同じようなことを毎年やっているのでも、重点にしなくてもいいのかもというのが私の理解なんですけど、何か新しいものとか充実させるものがあるやっているのであれば、それは御説明いただく。あと、減らすとしたら、推進体制の整備とかですかね。でも、これも何か理由があつて、特別何かを充実させるからここに星がついているのかもしれないので、私がもし1つ減らすなら、その2つのどちらかかなと思います。

【会長】 「困難な問題を抱える女性への支援」は新しいアイテムなので、どこかしらに星をつけたいということでしょうが。上の「周知及び啓発」という手もありますが。10になつてもいいかな。でも、Iの1の(1)、意識啓発は取るのもいいかもしれませんが。

【副会長】 何で星なんですかね。

【男女平等推進担当課長】 男女が平等かどうかというのは全て意識、そう思うか思わないかも意識ですし、家事負担が女性に偏っていると気づいて、男性が家事をや

る気になるとかならないとか、全て意識から発しているものかなと思います。

【会長】 根源ですね。

【副会長】 なるほど。推進体制のほうはどうですか。

【男女平等推進担当課長】 新しい、困難女性支援法に基づく施策に何か一つはつけたいと思っています。

【副会長】 分かりました。

【会長】 では、ひとり親家庭に星印をつけて10に増やしましょう。重点目標はここまでにします。次に数値目標についてご説明ください。

【男女平等推進担当課長】 資料3に平成29年度実績、令和4年度実績、令和5年度目標、この3つを並べてあります。令和5年の数字はまだ出せませんので、令和4年度実績が最新の数時になります。また、第五次男女平等推進計画に、何を目標の指標とし、その数値はどう設定するかということを入れたのが令和10年度の目標です。備考に令和10年度の目標の考え方を記しています。

一番上、基本目標Ⅰの「男女平等の意識を育む」の指標として、「男女共同参画週間事業参加団体」を経年で使っています。令和5年度に15団体を目標としていたところ、令和4年度の実績は10団体でした。これを13団体まで増やしたいという目標です。考え方といたしましては、現在、男女平等推進センターに登録していただいている団体が19ほどあります。19団体のうち、フォーラムに参加していただいている団体が10団体ですので、参加率としては52%程度です。登録団体を1割増やす、そして参加率も50%から1割増やして60%として13団体を目標とするという考え方です。平成29年度、11団体だったものを令和5年度には15団体にしようという目標でした。1.3倍で、増加率としてはほぼ同じです。

「ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合」は70%を令和5年に目標としていたところ、昨年、令和4年度の意識調査の結果は35.7%でした。平成29年よりも知っている人が下がってしまいました。これは、意識調査の回答時間短縮のため、設問を簡素化したことが原因ではないかなと想像しています。「知っている言葉を選んでください」から、「知っている言葉や知っている武蔵野市の取り組み」に聞き方を変えたことで、ワーク・ライフ・バランスという言葉を知っている人でも、武蔵野市のワーク・ライフ・バランスに関する取組は知らないな、となった可能性があります。そこでもう一回70%の目標を設定してやってみたいと思います。

「市役所内の審議会等における女性委員の割合」、こちらは前回は議論がありましたが、「男女いずれの性も40%以上」ということで東京都を参考にしております。その下、斜線部分ですが、人事課関係で、「市役所内における女性管理職の割合」「男性の育児休業の取得率」「男性の出産支援休暇の取得率」、これらはいずれも令和5年度の目標に対して4年度実績で達成がされていないので、次も目標の指標としては使いたくない。具体的な数字は人事課で、令和6年度に策定する特定事業主行動計画で決まった数値を目標値とするという書き方です。

病後児保育、一時保育事業、一時保育事業の幼稚園型、その他については、来年度策定予定の子どもプランの数値を目標値とします。保育定員は、待機児童ゼロになりましたので、指標としては不要と思います。

続きまして、基本目標Ⅲ「『DV防止法』を知っている人の割合」。令和5年度60%を目指していたところ、令和4年度実績で19.1%と、減っています。もう一度、平成29年度の数値で35%を設定しました。「女性総合相談・法律相談を知っている人の割合」です。相談の窓口の認知度はどの程度伸びるものか、例えば東京都の調査を参考としますと、5年間で一番伸びた相談窓口の認知度が5%程度増でした。5%程度の伸びを目指し、令和4年度の実績の8.6%から、5年後に15%と設定しました。

「にじいろ相談を知っている人の割合」は新しく指標に入れたいと思います。令和4年度は4.5%でしたので、これも5%増を目指して10%を目標値としています。学校におけるデートDVの出前講座、これは6校を目標としたところ、現状は1校です。内容は変わっていますが、出前講座として、デートDV講座、性教育、性の多様性の理解、そのほか、カスタマイズでもう一つと、それぞれについて1回ずつぐらいはやるということで、4回を目標を考えています。

乳がん検診受診率、子宮がん検診受診率については、今年度策定予定の健康推進計画の数字です。「『男女平等の推進に関する条例』を知っている人の割合」は、前回の計画では条例ができて間もなかったため条例の認知度を問いました。昨年改正した条例の施行に合わせてパートナーシップ制度を開始しましたので、条例に関係することとしてパートナーシップ制度を知っている人の割合ということ、指標としたいと思っています。認知度は、昨年調査で29%程度でしたので、5%増を目指し35%と設定しています。

「男女平等推進センターを知っている人の割合」は令和5年度の目標が25%に対

して調査では15.2%でした。再度25%を目指したいと思います。「『まなこ』を知っている人の割合」は10年度に30%としています。昨年の調査での認知度が19.5%でした。10ポイントアップになりますが、『まなこ』のあり方を検討するというでもありますので、10ポイント程度を目指したいと考えています。参考ですが、教育委員会で発行している「きょういく武蔵野」について、保護者の認知度が37%との数字もありますので、『まなこ』35%はかなり難しい設定であったかもしれません。以上です。

【会長】 ありがとうございます。では、資料3で五次計画になるこの数値、いかがでしょうか。

【副会長】 4つなんですが、割合といっても、ある程度ターゲットを絞ったほうがいいのではないかと思うところもあって、例えば、ワーク・ライフ・バランスで、それを最終的に変えていくということを前提として知ってほしいので、ある程度就労年齢の方とか、今後就労していく人なので、基本、60歳より下の方たちの認知度をいかに高めていくのかというところをターゲットにしたほうが、それが目指すものに近づくのではないかと思います。乳がんと子宮がんの検診は、職場で受ける人もいますので、それ以外の人達の中での受診率を目標とできれば良いと思いました。

女性管理職の割合を20%にすることは、すぐには解決しないと思いますが、いい見通しの場合、悪い見通しの場合とを考えながら対策を考えると成果が上がるのかもしれませんが。昇任してもそれほど給料に反映されないというところがすごく難しいところだなと、私は聞いていて思いました。

「『DV防止法』を知っている人の割合」ですが、法律の認知度が指標として適切か、考えたほうがいいのかもありません。何がDVになるかを知ることが大事だと思います。

計画の66ページ、「男女平等推進の体制づくりに取り組むまち」の「体制の整備・強化」の「施策の方向性」の文章、3文目、「男女平等を推進するための情報誌として」とありますが、これが『まなこ』のことだと分かるように書いた方がいいのではないかと思います。

【会長】 66ページ、『まなこ』って入れたほうがいいのかということですね。

【副会長】 そうですね。

【会長】 入れましょう。

【男女平等推進担当課長】 分かりました。

【会長】 数値目標について、対象を絞った人たちのデータのほうがいいかなというお話もありました。

【委員】 私も乳がん子宮がん検診の案内が市から届くのですが、別で受けているので、市の検診は受けていない人になります。国保に限ればもう少しターゲットングできるかなと思います。職場などの検診の受診状況は個人情報だから調べにくいと思いますが、国保の人の中でとか扶養者の中でなど、やり方はあるかも知れません。

【会長】 職場で受けているから。こっちは使っていないということ。そこら辺は、先ほどのワーク・ライフ・バランスも働いている人に聞けばいいのかなという感じ。というか、そのデータを持ってくりゃいいのかということか。データはありますもんね。年齢別とかのデータはあるから。

【男女平等推進担当課長】 乳がん、子宮がんとか管理職の数値などは、主管課の個別計画の数字を持って来ざるを得ないかと思いますが、各課で適当な数字があれば使えると思いますし、なければなかなか難しいところもありますので、相談かなと思います。

【委員】 学校におけるデートDV防止の出前講座って、こんな数値が低いんですけど、これは実際はあまりできないという感じですか。

【男女平等推進担当課長】 やり方として、センターで企画をつくって、例えば学校の校長会などの場で、こういう企画がありますが、希望があれば出前で講座をしますとお伝えする。検討していただいて、希望があるところに行くという方法です。こちらから無理に行くということではできませんので、回数は読みづらいです。年によっても多寡があると思います。

【委員】 補足ですが、市内の中学校は6校しかないなので、最大でも6にしかならないというのはあります。その上で今、課長も言ってくださいましたけど、毎月校長会のほうで、性に関することだけではなくて、様々な団体などから、こんなことをやっているの、ぜひ学校のほうで御興味がありましたらばお声がけいただければというのが、一、二団体毎月あるんですね。皆さん御存じのとおり、今、色々な教育課題がありますので、その中で学校が今必要だと考えるもの、それこそ先ほどの話になりますけど、子供の実態とか発達の段階で必要だと考えるところで選ばれています。これは教育委員会というよりも、学校が学校の実態に合わせて選んでいます。校長会などに来ていただいて、その必要性というところをお話いただければ、その割合は高

くなっていくかなとは思いますが、デートDVに限らずに、幾つかのメニューを考えてくださることは、学校にとっても選択がしやすいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 「市役所内における男性の出産支援休暇の取得率」ですが、取得期間が短い人が多いという話を伺いましたが、1日でも取得すれば取得した人としてカウントするのは、誤解を生むと思います。

【副会長】 ある程度長い期間取るということを目指したほうが良いという意味ですかね。

【委員】 はい、そうです。

【委員】 3日取って育休を取ったと言えるのか、数字は正しい数字だということはお分かっていますが、実態と合っていないと思いました。

【会長】 ある程度の長さ以上取っている人のデータが欲しいですね。

【委員】 欲しいです。

【委員】 「ワーク・ライフ・バランスを知っている人の割合」を指標とする意味があるかですが、「ワーク・ライフ・バランスを意識している人の割合」に変えたらどうですか。意識調査の質問事項を、意識して実践していますかとすれば、数字は下がるとは思います。

【副会長】 下がりますよね。

【会長】 なるほど。実態に近くなる。

【副会長】 知っているかと、何か実践していることがありますかを2段で聞きますか。

【委員】 まだ意識だけでいいんじゃないですか。多分実践している人、もっと少ないと思います。

【副会長】 少ないですよ、きっと。病後児保育の数字が、拠点が変わってないのにすごく大きい数字で、大きいこと自体は、3,840というのは、これはどうしてこうなったのかしらというのが。大きい目標はいいんですけど、何がどう。3拠点でも、ある程度稼働すればこうなるはずなんですかね。

【男女平等推進担当課長】 コロナ禍で利用が少なかったという話は、過去のヒアリングで所管の課長が話していた記憶がありますが。

【副会長】 800しか出てないけども、コロナ前の令和元年とかだともっと増え

ていたんですかね。多分リアリティーのある数字なんですよ。

【男女平等推進担当課長】 子どもプランできちんとつくっている数字です。

【委員】 これは本当にびっくりしました。これは働く女性にとって何より必要なもので、予約してなくても当日でもいいという、いろんな条件があるんですけども、これが増えるとすごく働きやすい環境になると思います。

【委員】 3か所で3,840人って、1か所で1日1,000人以上ということですか。

【委員】 1年だと思えます。日は無理じゃないですか。

【男女平等推進担当部長】 どういう計算しているかを確認します。

【会長】 じゃ、調べていただきましょう。ほか、いかがでしょう。

【委員】 デートDVと出前講座、これ、すごく画期的でうれしいなって思うことだけお伝えしたいと思います。

【会長】 ありがとうございます。

【委員】 委員です。

【会長】 お願いします。

【委員】 出前講座のところで、①から④まであって、②に性教育ってあるんですけど、具体的には何を想定して性教育と言っているのかお伺いしたいと思いました。全部ひっくるめて性教育じゃないのかと考えてしまうことがあるので、②の性教育というのは具体的に何を想定されているのでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 いわゆる発達の段階に応じた、子供の実態に応じた包括的な性に関する教育と書いているところに該当するものだと考えています。

【会長】 ということですが、委員さん、どうでしょう。

【委員】 そうすると、包括的な性教育ということであれば1番も3番も入るなどは思ったんですが、1番も3番も4番も含めてのかなり大きなものというふうに②の性教育は考えてもいいということなんですよ。

【男女平等推進担当課長】 そのように考えていました。

【会長】 包括的かつ発達の段階に応じた、委員さんの言うことは分かるんだけど、①、③はそこから特出しをしているということかね。②は逆にそれを除いて。②はもっと広いということで、①、③も入るんじゃないかという御指摘ですが。

【委員】 包括的性教育となれば、保育園からせっかく入れてくれているので、例

えば人に嫌なことをしないよねとかという話からデートDVの話に広がっていくわけであって、自分の体のことを理解してないとうまくいかないこともたくさんあるよというところからになっていくと思うので、これをチョイスで1、2、3みたいにしてしまうとばらばらになっちゃって、私も授業をやるときに、これが全部入っている内容をお願いされることがあります。でも時間的にこれを全部1時間半の中に入れてしまうって言われると難しかったりするので、それこそ包括的に、小さいときから、保育園、小学校、中学校、高校みたいなところにつなげて、毎回同じような話をずっと続けていって、言葉の理解度に合わせてやっていくというのが、切れ目ないというところも含めてですけど、筋になっていくと思います。選択の仕方が年齢に合わせた選択肢で選べるようになっていったほうがいいのかと思います。だから、学校も、例えば目標は4校というのは、じゃ、どの団体の4校なのかとか、小学校だったら何校、保育園だったら何校、中学校だったら何校で、じゃ、ここまでできたからもうちょっと増やしていきましようとか。大体学校の先生に言われるのは、予算のことなどで、結局無料の講座に持っていかれることがあります。ぶれないようにするためには、こういうふうにやっていくというビジョンがあったほうがいいのかと思います。

ですので、これだけというよりは、この年齢だとこうだよねというところで学校にも保育園にも提示してあげたほうが先生方も分かりいいし、保健や医療の側からも一緒にコラボできるのかなと思ったりはしています。

【会長】 どうですか。年齢別の区切りがいいかという御指摘です。

【委員】 ありがとうございます。書き方が難しいなとは思って、でも、今おっしゃってくださった方がすごく分かりやすく書いてあるといいのではないかなと思いました。

【会長】 やっぱり発達の段階に応じたという感じだね。①、②、③、これ、並列にあるとレベルが違うという感じがしないでもないので、少し工夫いたしましょうか。これは、保育園も入っていますか。

【男女平等推進担当課長】 保育園も想定しています。

【委員】 そうすると、校数が。

【委員】 先程は中学校のつもりだったので6校と言いましたが小学校をいれれば18校です。幅があるのは非常にありがたいことですけど、事務局がプログラムをつくるのが結構大変じゃないかなというのはありますが。

【委員】 これまで成蹊でずっとデートDV講座をやっていたんですけども、それは継続して各大学でも出前講座は、手を挙げればやるという。

【男女平等推進担当課長】 そうですね、事業として。

【委員】 低学年でということが大事だと思います。ただ4校とだけ出たら分かりづらいので、何分の幾つとかにすると分かりやすいかも知れません。

【会長】 分母は小中で18ですから、保育園を入れたらもっとになる。分母を知りたいですね。

【委員】 幼稚園幾つ、何とかが幾つと書いておくことで、丁寧に意識していることが伝わるのではないかと思います。

【男女平等推進担当課長】 ご意見を踏まえて、書き方は検討いたします。

【会長】 そうしたら、幼保小中とシームレスに性教育ができるような方向性で、①、②、③、④を少し考え直していただければと思います。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

では次に、議題3の推進状況評価です。資料4ですね。太字のところがこれまでの議論を踏まえて入れていただいた部分です。3ページの施策2の性的マイノリティーの支援もいいか。今議論に出たように、子供の頃からみたいのがここに入るといいのか。それとも、これは上の2ページのほうで、「発達の段階や子どもの実態に応じた」でいいか。これも「幼児期から」とか入れたいね、基本目標I。

【委員】 前回に、「幼児期から」を入れようと議論いたしましたよね。

【男女平等推進担当課長】 では2ページの「発達の段階や」のところに、「幼児期から」というように入れます。

【会長】 入れましょうよ。それから、4ページの「ワーク・ライフ・バランスのモデル事業所としての市役所の取組」で、先ほど話が出たように、育休の取得率は高いけれど、ある程度長さを取ることも促進したいみたいな感じがよろしいですかね。管理職を増やすのはいいですね。ほか、どうでしょうか。

【委員】 私が言わんとしたことはすごくきれいに書いてあります。

【会長】 どこですか。

【委員】 職員のワーク・ライフ・バランスのところですか。

【副会長】 すいません、4ページの「職場におけるワーク・ライフ・バランスの

推進」の、2「市役所の取組」のところで、育児休業の取得率が高いけど期間を増やしたいという趣旨のことが書いてあるんですけども、先ほどの出産支援休暇も同じ課題があるようですので、ちょっとここに入れ込んでもいいのかもしれないなと思いました。

【会長】 出産支援休暇も入れましょう。ほかにどうでしょうか。大分意見を入れていただいた感じがありますね。

【委員】 5ページの施策の(2)の「介護支援施策の充実」なんですけども、アンダーラインが引いてあるところは、人材確保、それから専門職の育成のサポート、この2つが市の支援と読んでいいのでしょうか。

【男女平等推進担当課長】 ここは、介護の事業所などの専門職が、利用者から難しい要求を受けることが多くなっていて、市のサポートがあると助かるという趣旨を委員がおっしゃっていましたので、そのことを書いています。

【委員】 分かりました。ありがとうございます。

【会長】 よろしいですか。ほか、どうでしょうか。

【委員】 5番の施策3の一番下のところですけども、「防災会議の女性比率を上げるための取り組みを検討されたい」という欄、本当にこのとおりなんですけども、ちょっと数字を入れていただくといいのかな。

【会長】 実態の数字を入れて。

【委員】 はい。これだといつまでたっても上がらないという心配があります。検討じゃなくても、実質的に4割には上げてもらいたいなどは思っていて、もう少し数字を入れるとか、検討ではちょっと足りないかなという感じがいたしました。

【会長】 検討じゃなく取組をされたいと。

時間ですが、どうでしょうか。ほかに御意見等ありましようか。いいでしょうか。それでは、これぐらいにさせていただきます。それでは、本日、第6回の武蔵野市男女平等推進審議会を終わりたいと思います。御協力どうもありがとうございました。お疲れさまです。